

「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）

犯罪被害者等施策については、これまで4次にわたる犯罪被害者等基本計画に基づき、推進を図ってきたところであるが、犯罪被害者等の意見・要望を受け、犯罪被害者等施策推進会議において、犯罪被害者等基本法の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、今後実施していく5項目を取りまとめ、これに基づく施策の更なる充実が図られることとなった。

今後実施していく5項目

- 1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討
- 2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設
- 3 国における司令塔機能の強化
- 4 地方における途切れない支援の提供体制の強化
- 5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

これまでの議論の振り返り（令和5年推進会議決定以降）

犯罪被害者等施策推進会議決定に基づく有識者検討会の開催

推進会議決定の項目1及び項目4については、関係府省庁の協力を得て、それぞれ有識者検討会を開催し、具体的に取り組むべき方向性や今後の課題について様々な視点から御議論いただいたところ。

	犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する 有識者検討会	地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する 有識者検討会
取りまとめ （抜粋）	○ 犯罪被害給付制度について速やかな見直しを図り、早期に犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるため、 ➢ 遺族給付金の支給最低額の一律引上げ ➢ 遺族自身に生じる影響を踏まえた加算の新設 ➢ 休業加算額及び障害給付金の支給最低額の一律引上げについて速やかに実現されるべき ○ 加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、損害回復・経済的支援への取組の在り方については、様々な観点から検討する必要がある、その財源も含め、広く国民の理解が得られるよう努めながら、基本計画策定・推進専門委員等会議での議論を中心として、刑事、民事、社会保障、財政等の様々な専門分野からの視点を踏まえて、政府全体として引き続き検討すべき	○ 「地方における途切れない支援の提供体制の強化」を実現するため、 ➢ 地方において「多機関ワンストップサービス」及び「機関内ワンストップサービス」をそれぞれ構築する ➢ 多機関ワンストップサービスでは、個別事案の支援全体をハンドリングする役割を担うコーディネーターを都道府県に配置し、コーディネーターが中心となって、支援に携わる機関・団体と調整し、支援をパッケージで協議・検討する ➢ 既存の各種制度・サービスを確実に活用するとともに、犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスを充実強化することなどが必要
その後の 取組	✓ 犯罪被害給付制度の速やかな見直しについて、本年6月、制度見直し（政令改正）を実施	✓ 地方公共団体等の取組を運用面・財政面で支援するための取組等を順次実施、準備

今後、**犯罪被害者等が必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにする観点から、**

- 各施策を担う様々な主体の役割分担や連携の在り方に関する議論が引き続き重要となるほか、
- 財政的な支出を伴う施策の更なる充実・強化に関する議論を行うに当たっては、その必要性や合理性に加え、施策の財源（負担の在り方等）に関する視点も必要不可欠となる